

飲食店等に対する 営業時間短縮要請の延長について

令和3年1月12日（火）から令和3年2月7日（日）まで

京都市全域において、接待を伴う飲食店・酒類の提供を行う飲食店等に対する
営業時間短縮の要請を延長しています（特措法第24条第9項に基づく要請）。

※緊急事態宣言の発出等に伴い、期間内であっても要請内容を変更することがあります。

■ 実施内容

<要請内容> 午前5時から午後9時の間の営業を要請

<対象施設> 下記に該当する施設

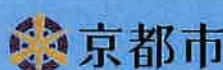
接待を伴う飲食店

- キャバレー
- ダンスホール
- スナック
- ラウンジ
- ホストクラブ
- キャバクラ
- お茶屋（お座敷）
- 上記以外の接待を伴う飲食店

酒類の提供を行う飲食店等

- バー ● パブ ● サロン
- ナイトクラブ ● ディスコ
- 酒類の提供を行うカラオケ店
- 居酒屋 ● ビアホール
- 焼き鳥屋 ● 焼肉屋
- 酒類の提供を行うレストラン、
カフェ、ラーメン屋など

時短営業要請協力店舗への協力金の支給については裏面に記載



※令和3年1月8日現在